平成１９年5月２８日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 ア ト ラ ス
代表者名　代表取締役社長　猪狩　茂
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７８６６）
問合せ先　経営企画室　ＩＲ広報担当
マネジャー　井澤　文昭
電　話　０３－３２３５－１２９４

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成１９年5月２８日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、平成１９年6月２８日開催予定の当社第２１回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件は平成１９年2月6日開催の取締役会において決議・開示した「定款一部変更の件」の追加となります。

記

１．変更の理由

当社は平成１８年１１月２９日をもって株式会社インデックス・ホールディングスの子会社となりましたが、同社の決算期（事業年度の末日）が毎年8月３１日であるため、インデックスグループにおける決算作業の効率化等を目的として、決算期（事業年度の末日）を「毎年3月３１日」から「毎年7月３１日」へ変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

変　更　案	現　　行
第3章　株主総会 （招集） 第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第 14 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月 31 日とする。 第7章　計算 （事業年度） 第 38 条　当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月 31 日までの1年とする。 （剰余金の配当の基準日） 第 39 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年7月 31 日とする。 2.　省略 （中間配当） 第 40 条　当会社は、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる。 附則 第 38 条(事業年度)の規定にかかわらず、平成 19 年4月1日から始まる第 22 期事業年度は、同年7月 31 日までの4ヶ月間とする。 本附則は、第 22 期事業年度経過後、これを削除する。	第3章　株主総会 （招集） 第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第 14 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月 31 日とする。 第7章　計算 （事業年度） 第 38 条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までの1年とする。 （剰余金の配当の基準日） 第 39 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。 2.　省略 （中間配当） 第40条　当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 （新設）

以　上